

# 渡名喜村における集中改革プランの主要な取組状況

## 【集中改革プラン及び18年指針の取組状況の公表】

ホームページ：<http://www.vill.tonaki.okinawa.jp/service/index.html>

○参照方法:「渡名喜村ホーム」→「住民情報提供サービス」→「役場からのお知らせ」→「役場からのお知らせ」→「行財政集中改革プラン.pdfへのリンク」

	集中改革プランにおける取組目標	17年度及び18年度の取組実績	19年度以降の今後の見込み・方針等
定員管理の数値目標	<p>■H17年4.1～H22.4.1における総職員純減目標 削減数：5名 削減率：16.1</p> <p>■渡名喜村定員適正化計画における純減目標[H17年度～H22年度 削減数：5名 削減率：16.1%</p> <p>■保健師などの有資格事務以外の退職者に対しては不補充。</p>	<p>■H17年4.1～H19年4.1における純減実績 削減数：H17年度1名 H18年度0名 合計1名 進捗率：集中改革プラン20%</p> <p>■定員適正化計画 職員の退職者の不補充。</p>	<p>■集中改革プランに則り、削減していく方針 削減数：H19年度2名 H20年度3名 H21年度0名</p> <p>■職員の定年退職者に対しては不補充。</p>
給与の適正化	<p>■特殊勤務手当の見直し 税務手当・現金取り扱い手当・会議録手当の廃止</p> <p>■時間外勤務手当の縮減</p> <p>■勸奨時の特別昇給を19年度までに廃止。</p>	<p>■H17年度税務手当・現金取り扱い手当・会議録手当廃止</p> <p>■H18年度時間外勤務手当縮減</p> <p>■勸奨時の特別昇給をH18年度で廃止。</p>	<p>■特殊勤務手当の見直し 行旅病人等取り扱い手当・用地交渉手当・伝染病防疫作業手当の廃止検討。</p>
民間委託等の推進	<p>■民間委託可能な業務については、可能な限り委託。</p>	<p>■民間委託可能な業務については、H17年から大部分が委託済</p>	<p>■民間委託可能な業務については、可能な限り委託の方針。</p>

## 渡名喜村における集中改革プランの主要な取組状況

	集中改革プランにおける取組目標	17年度及び18年度の取組実績	19年度以降の今後の見込み・方針等
事務事業等の再編・整理等	<ul style="list-style-type: none"> <li>■事務事業については限られた財源を有効に活用し村民のニーズに的確に対応できるよう事業の見直しを図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■H17年度物件費2,000千円の事務事業の再編整理。</li> <li>■H18年度物件費2,000千円の事務事業の再編整理。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■物件費の見直しを計画どおり削減していく方針。</li> <li>■組織改革の実施(H20年度)企画課を総務課の統合。</li> </ul>
公営企業・第3セクター等	<ul style="list-style-type: none"> <li>■簡易水道事業における未集金の徴収対策や料金の見直し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■特殊勤務手当では廃止。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■引き続き徴収対策・料金見直ししていく方針。</li> </ul>
その他の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>■収入役の廃止(H18年度)</li> <li>■給料の抑制等</li> <li>■三役の給与、議員の報酬カット(H17年度～)</li> <li>■各種委員の報酬削減(H17年度～)</li> <li>■旅費(日当廃止・宿泊費削減)の見直し(H17年度～)</li> <li>■補助金及び奨励金等の見直し(H17年度～)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■H18年度までに補助金の削減額3,170千円</li> <li>■給与の抑制等を実施。</li> <li>■H17年度三役の給与・議員の報酬8%効果額4,000千円</li> <li>■H18年度三役の給与(収入役廃止)議員の報酬5%カット効果額:16,000千円。</li> <li>■旅費の日当廃止。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■補助金の見直しを計画どおり削減していく方針</li> <li>■給与の抑制等を継続して実施。</li> <li>■三役3% 議員5%カット 職員給与削減</li> <li>効果額: H19年16,000千円/H20年22,000千円・H21年41,000千円</li> <li>■三役・議員・全職員の期末手当5%カット 効果額: 3,060千円。</li> <li>効果額: H19年1,075千円・H20年1,051千円・H21年934千円。</li> </ul>

## 渡名喜村における18年指針の取組状況

	18年指針における要請内容	18年度の取組状況	19年度以降の今後の取組方針等
給与構造改革の実施等	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 地域民間給与のより適切な反映、年功的な給与上昇の抑制、勤務実績の給与への反映などを内容とする給与構造の見直しの速やかな実施する。</li> <li>■ 給与情報等公表システム等を充実し、情報開示を徹底し、住民に対する説明責任を果たす。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ H18. 4. 1から国の給与構造改革をふまえ給与構造改革実施</li> <li>■ 平成18年度については公表済み。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 引き続き給与構造改革を進めていきたい。</li> <li>■ 引続き公表していく</li> </ul>
随意契約の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 地方公共団体と第三セクター等との随意契約の見直しについては、国、県の取組を踏まえ、住民の目線に立って厳格かつ徹底的な見直しを行い、その適正化に取り組む。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 地方自治法に則り随意契約原則禁止。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 今後も法に則り随意契約原則禁止。</li> </ul>
福利厚生事業の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 点検・見直しを行い、適切に事業を実施し、事業の実施状況を公表する。</li> <li>■ 住民の理解が得られるものとなるよう、職員互助会への補助について、見直しを図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 村から村独自の互助会への補助金の廃止。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 今後も補助金については廃止の方向。</li> </ul>

## 渡名喜村における18年指針の取組状況

	18年指針における要請内容	18年度の取組状況	19年度以降の今後の取組方針等
市場化テストの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 地方公共団体の公共サービスについて、公共サービスの維持向上及び経費の削減の観点から、市場化テストの積極的な活用を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 特になし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 市場化テストの効果を検証し効果が見込まれる事務事業について推進していく方針。</li> </ul>
公会計の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書の4表の整備を標準形とする。</li> <li>■ 取組が進んでいる団体、人口3万人以上の都市は、3年後までに、取組が進んでいない団体、町村、人口3万人未満の都市は、5年後までに、4表を整備又は4表作成に必要な情報を開示する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 特になし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 純資産変動計算書の4表を作成し23年までに住民に分かりやすい情報提供をする方針。</li> </ul>
監査外部委員の監査外部登録	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 当該地方公共団体の常勤の職員であった者の監査委員への選任は特にその必要がある場合以外には行わないこととし、地方公共団体外部の人材を登用することを原則とする。</li> <li>■ 外部監査制度の有効活用や都道府県、指定都市及び中核市以外における実施の拡大。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 特になし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 外部監査制度については導入するかどうか検討。</li> </ul>